

ご利用料金

①基本料金＋②加算＋③その他の費用＝ご利用料金となります。

①基本料金（月額）

要介護区分	基本料金（1割）	基本料金（2割）	基本料金（3割）
要支援1	3,450 円	6,900 円	10,350 円
要支援2	6,972 円	13,944 円	20,916 円
要介護1	10,458 円	20,916 円	31,374 円
要介護2	15,370 円	30,740 円	46,110 円
要介護3	22,359 円	44,718 円	67,077 円
要介護4	24,677 円	49,354 円	74,031 円
要介護5	27,209 円	54,418 円	81,627 円

②加算されるもの

総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）（月額）	800 円
介護職員等処遇改善加算（月の総単位数に乗じた額）	14.9 %

*総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）

（自己負担額：1割負担 800円、2割負担 2,400円、3割負担 3,600円）

- 利用者様の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、介護職員その他の関係者が共同し、介護計画の見直しを行います。
- 利用者様が地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民との交流を図り、利用者様の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加いたします。
- 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供するこのできる指定小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行います。

*介護職員等処遇改善加算：介護職員の処遇を改善する為に賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められている加算です。

加算される場合があるもの

初期加算（日額）	30 円
認知症加算 Ⅱ（月額）	890 円
認知症加算 Ⅲ（月額）	800 円
認知症加算 Ⅳ（月額）	500 円
若年性認知症利用者受入加算（月額）	800 円

*初期加算（自己負担額：1割負担30円、2割負担60円、3割負担90円）

○初期加算は、登録した日から起算して30日以内の期間について加算されます。

○30日を超える病院又は診療所への利用を再び開始した場合も同様です。

***認知症加算（Ⅱ（自己負担額：1割負担890円、2割負担1,780円、3割負担2,670円）**

（Ⅱ）認知症実践リーダー研修修了者の配置、日常生活自立度Ⅲ以上の方に専門的な認知症ケアの実施、認知症ケアに関する留意事項の伝達、技術的指導に係る会議を定期的開催している。

（Ⅲ）日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症（日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Mに該当）の方。

（Ⅳ）要介護状態区分が要介護2で日常生活に対する注意を必要とする認知症（日常生活自立度Ⅱに該当）の方。

***若年性認知症利用者受入加算**

（自己負担額：1割負担800円、2割負担1,600円、3割負担2,400円）

○利用者の65歳の誕生日の前々日が含まれる月までは月額への加算が認められています。

○担当者中心となり、個別の特性やニーズに応じてサービスを提供いたします。

③その他の費用

食費	朝食：405円	昼・夕食：520円
宿泊費	1泊：1,300円	

※小規模多機能ホームの基本利用料は、通い・訪問・宿泊の全てを含んだ1ヶ月単位の費用です。

契約者の体調不良や状態の変化により、小規模多機能介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または期日よりも多かった場合であっても日割での割引または増額は致しません。

※月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合には、登録した期日に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。

- 登録日：利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
- 登録終了日：利用者と当事業所の利用契約を終了した日

※総単位数：1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。